

熊本県公報

第 1 1 6 6 7 号

平成 20 年 3 月 12 日 (水)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県公報発行規則の一部を改正する規則	(私学文書課)	2
○熊本県木材業者及び製材業者登録条例施行規則を廃止する規則	(林業振興課)	2
○熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
訓 令		
○熊本県公報発行事務取扱規程の一部を改正する訓令	(私学文書課)	3
告 示		
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室)	4
○特定旧法指定施設に係る指定の辞退	(")	4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(")	5
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	5
○身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定	(障害者支援総室)	5
○障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する医療機関 (育成医療・更生医療) の指定	(")	5
○ " の辞退	(")	6
○特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項	(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	6
公 告		
○平成 20 年度地下水位観測等業務委託に係る一般競争入札	(水 環 境 課)	6
○換地計画の決定	(農村整備課)	8
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画・技術管理課)	9
○ " (")		9
○ " (")		9
○ " (")		9
○開発行為工事完了公告	(建 築 課)	10
○熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の改訂	(農業技術課)	10
○熊本県人権センター事業検討委員会の開催	(人権センター)	10
○開発行為工事完了公告	(建 築 課)	10
○自律移動支援プロジェクト「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進委員会」の開催	(企 画 課)	11
登 載 依 頼		
○熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	11
○平成 19 年度第 3 回熊本県医療審議会の開催	(医療政策総室)	13
○交通信号制御システム保守委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部交通規制課)	14
○交通情報収集システム保守委託に係る一般競争入札の実施	(")	16
○交通情報提供システム保守委託に係る一般競争入札の実施	(")	18
○交通流監視カメラ保守委託に係る一般競争入札の実施	(")	20
○運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部運転免許課)	23
○ " 庁舎設備保全業務委託に係る一般競争入札の実施	(")	25
○ " 特定建築物維持管理業務委託に係る一般競争入札の実施	(")	27
○ " エレベーター等保守点検業務委託に係る一般競争入札の実施	(")	29
○熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催について	(健康危機管理課)	31
○自動車保管場所証明等業務に係る一般競争入札の実施	(警察本部交通規制課)	32
○パーキング・メーター管理及び手数料収納事務に係る一般競争入札の実施	(")	34
○熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(学校人事課)	37
○中高一貫教育校設立準備室に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入札の実施	(高校教育課)	37
○熊本県警察情報管理システム端末装置及び関連機器の保守委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部情報管理課)	39

○熊本市警察統合OAシステム用パソコン等の保守委託契約に係る一般競争入札の実施……………(”) 41

規則

熊本県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第4号

熊本県公報発行規則の一部を改正する規則

熊本県公報発行規則（平成10年熊本県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「月曜日、水曜日」を「火曜日」に改め、「金曜日」の次に「(これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において当該休日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)」を加え、「発行日が休日に当たるとき、又は」を削る。

第5条を次のように改める。

(電磁的方法)

第5条 熊本県公告式条例（昭和25年熊本県条例第42号。以下「公告式条例」という。）

利ア供情をフに該術た覽当技れ閱にのらのル信え者イ通備るア報にけフ情機受たの算をれ他計供らの子提えの電の備そ電の備法る報に方係情機るにて算す用じ計使用通子使のを電を県線る組織、回係組は信に理の通用処も気使報る電の情めを者子定容る電で内ける則の受るす規報をす定て情供と規つた提法にあれの方項でさ報る第1法録情す第方記該録第に當記第6すル、を第用イし報

2 公告式条例第6条第1項に規定する不特定多数の者が熊本県公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するものによる措置とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(電磁的記錄)

第6条第3項に規定する規則で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

附則

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

熊本県木材業者及び製材業者登録条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 12 日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第5号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例施行規則を廃止する規則

熊本県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和 34 年熊本県規則第 30 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 6 号

熊本市職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（昭和 50 年熊本県規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 3 項中「、又は船員保険法の規定による失業者を内給する資格を有する者が同法第 33 条の 10 第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に」と及び「又は失業金を削り、同条第 4 項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」及び「又は失業金を削る。」

第 20 条の 2 第 3 項中「、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第 33 条ノ 10 第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金を」を削る。

第21条第3項中「、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」

を削る。

別記第 12 号様式中「

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
-----	-----	-----	-----	-----

」を「

(1)	(2)	(3)	(4)
-----	-----	-----	-----

」に、

「1 ⑩欄には、⑧欄の期間のうち同一の傷病により受付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2 以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。

- (1) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償費
- (2) 船員保険法による傷病手当金
- (3) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
- (4) 地方公務員災害補償法による休業補償費
- (5) その他これらに準ずる法令等により支給されるこれらに相当する給付

「1 ⑩欄には、⑧欄の期間のうち同一の傷病により受付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2 以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。

- (1) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償費
- (2) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
- (3) 地方公務員災害補償法による休業補償費
- (4) その他これらに準ずる法令等により支給されるこれらに相当する給付

附 則

この規則は、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）の施行の日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 4 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公報発行事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公報発行事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県公報発行事務取扱規程（昭和 28 年熊本県訓令第 953 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

第 2 条中「一定の用紙（別記第 1 号様式）」を「別記第 1 号様式」に、「活字」を「文字」に改める。

第 3 条を削る。

第 4 条中「15 日までに毎月」を「、前月」に、「（別記第 2 号様式）を」を「を別記第 2 号様式により」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「熊本県公報原稿用紙（別記第 3 号様式）」を「別記第 3 号様式」に、「月曜日発行の公報」を「火曜日発行の県公報」に、「月曜日」を「火曜日」に改め、「水曜日発行の公報に登載する原稿は前週の水曜日の午前 10 時までに」を削り、「公報」を「県公報」に改め、同条第 2 項中「すべてか、い、書とし、字画を明らかにしなければならない」を「明朝体とする」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 4 条とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する前週の火曜日又は前週の金曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において当該休日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日の午前 10 時までに、私学文書課に回付しなければならない。

第 6 条第 1 項中「印刷所から県公報の下刷りを徴し、」を削り、同条第 2 項中「下刷りの」を削り、同条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条を削り、第 9 条を第 7 条とする。

別記第 1 号様式中「月・水」を「火」に改め、「本号で公布された規則のあらまし」を

「

告 示

」

削り、「

告 示

」を

公 告

に改める。

訓 令

登載依頼

別記第 2 号様式中「第 4 条」を「第 3 条」に、

「 ○訓令

番 号	件 名	公報番号	公報日付

を

「 ○訓令

番 号	件 名	公報番号	公報日付

に改める。

○登載依頼

番 号	件 名	公報番号	公報日付

別記第 3 号様式中「第 5 条」を「第 4 条」に改める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 184 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
社会就労センター ワークショップ八代 八代市沖町字六番割 3843-1	社会福祉法人 みどり福祉会 八代市沖町字六番割 3843-1 山川 一男	平成 20 年 3 月 1 日	4310200318	自立訓練 (生活訓練)
社会就労センター ワークショップ八代 八代市沖町字六番割 3843-1	社会福祉法人 みどり福祉会 八代市沖町字六番割 3843-1 山川 一男	平成 20 年 3 月 1 日	4310200318	就労移行支援 (一般型)
社会就労センター ワークショップ八代 八代市沖町字六番割 3843-1	社会福祉法人 みどり福祉会 八代市沖町字六番割 3843-1 山川 一男	平成 20 年 3 月 1 日	4310200318	就労継続支援 (B 型)
みずき園 共同生活援助・共同生活介護事業所 球磨郡あさぎり町上西 688 番地	社会福祉法人 誠心会 球磨郡あさぎり町上西 688 番地 松下 榮明	平成 20 年 3 月 1 日	4321880074	共同生活援助
みずき園 共同生活援助・共同生活介護事業所 球磨郡あさぎり町上西 688 番地	社会福祉法人 誠心会 球磨郡あさぎり町上西 688 番地 松下 榮明	平成 20 年 3 月 1 日	4321880074	共同生活介護

熊本県告示第 185 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 47 条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退の届出があった。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	施設の種類
熊本こすもす園 宇城市松橋町豊福 1786	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本市南千反畑町 3 番 7 号 川村 隼秋	平成 20 年 4 月 1 日	4312700067	指定特定知的 障害者入所授 産施設 (通所事業)

熊本県告示第 186 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
たくまの里 熊本市御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会 熊本市御領一丁目 13 番 26 号 樺島啓吉	平成 20 年 3 月 1 日	4310100625	居宅介護

熊本県告示第 187 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
島石油株式会社	代表取締役 島 興人	八代市新浜町 2 番 7 号	平成 20 年 3 月 1 日
株式会社島児屋	代表取締役 島 興人	八代市新浜町 2 番 7 号	平成 20 年 3 月 1 日

熊本県告示第 188 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
産婦人科	荒尾 慎治	平成 20 年 2 月 27 日	阿蘇温泉病院 阿蘇市内牧 1153 番地 1
整形外科	田中 宏道	平成 20 年 2 月 27 日	阿蘇温泉病院 阿蘇市内牧 1153 番地 1
循環器科	中山 雅文	平成 20 年 2 月 27 日	国立療養所菊池恵楓園 合志市栄 3796 番地
整形外科	宮園 一樹	平成 19 年 11 月 1 日	医療法人岡川会岡川病院 八代市通町 8-9
呼吸器科	坂本 理	平成 19 年 10 月 1 日	独立行政法人国立病院機構熊本南病院 宇城市松橋町豊福 2338 番地

熊本県告示第 189 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所 在 地	担当すべき 医療の種類	指定年月日
独立行政法人国立病院 機構熊本再春荘病院	合志市須屋 2659 番地	心臓脈管外科	平成 20 年 2 月 27 日
蘇陽調剤薬局	上益城郡山都町滝上 527 番地 2	調剤	平成 20 年 2 月 27 日
ウイング薬局	宇城市松橋町きらら 1 丁目 6 番 5 号	調剤	平成 20 年 2 月 27 日

熊本県告示第 190 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）の辞退について次のとおり公示します。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき 医療の種類	辞退年月日
きらら薬局	宇城市松橋町きらら 1 丁目 6 番 5 号	調剤	平成 20 年 1 月 8 日

熊本県告示第 191 号

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項（平成 10 年熊本県告示第 756 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「午前 9 時から午後 9 時まで」を「平日及び土曜日にあつては午前 10 時から午後 9 時まで、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあつては午前 10 時から午後 6 時まで」に改める。

第 4 条中「くまもと県民交流館条例施行規則（平成 14 年熊本県規則第 5 号）第 3 条」を「くまもと県民交流館条例（平成 13 年熊本県条例第 57 号）第 5 条」に改める。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

公 告**熊本県公告第 166 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称
平成 20 年度地下水位観測等業務

(2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成 20 年度地下水位観測等業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として業務区分の業務委託に登録されたものであること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - ア 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有し、常駐者が配置されていること。
 - イ 仕様書に掲げる地下水位観測機器の取扱いに精通していること。
 - ウ 業務遂行上必要な機器及び道具等を有していること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県公示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 17 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 17 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間及び平成 20 年 3 月 18 日（火）の午前 8 時 30 分から正午までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部水環境課企画調整班（県庁行政棟新館 5 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2272
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載の通り
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 17 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間及び平成 20 年 3 月 18 日（火）の午前 8 時 30 分から正午までとする。
 - イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成 20 年 3 月 24 日（月）午前 11 時から
 - イ 場所
熊本県庁入札室（県庁行政棟本館地下 1 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

- 電話 096-383-1111 内線 6022
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 167 号

県営苓北二期地区（下鶴工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 20 年 3 月 13 日から
平成 20 年 4 月 10 日まで
- 2 縦覧の場所 苓北町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書

- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 168 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（小屋ノ元排水路工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営苓北二期地区（小屋ノ元排水路工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 3 月 13 日から平成 20 年 4 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 169 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（白木尾地区排水路 5 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営苓北二期地区（白木尾地区排水路 5 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 3 月 13 日から平成 20 年 4 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 170 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（白木尾地区排水路 6 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営苓北二期地区（白木尾地区排水路 6 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 3 月 13 日から平成 20 年 4 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 171 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（志岐地区排水路 7 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営苓北二期地区（志岐地区排水路 7 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成 20 年 3 月 13 日から平成 20 年 4 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 172 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字下岩迫 1139 番、同 1140 番、同 1142 番 4、同 1142 番 5、同 1150 番 2 及び里道の一部
5,561.09 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡大津町大字杉水 2674 番地
杉水 清

熊本県公告第 173 号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 3 条第 3 項の規定により、熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したので、熊本県農林水産部農業技術課並びに各熊本県地域振興局（熊本にあっては熊本農政事務所）農業振興課及び農業普及指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 174 号

熊本県人権センター事業検討委員会を次のとおり開催する。
平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 19 日（水）
午前 10 時 30 分から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市東町四丁目 10-1
グランド肥後 2 階「朝日の間」
- 3 議題
(1) 平成 19 年度事業実績について
(2) 平成 20 年度事業計画について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県人権センター事業検討委員会事務局（熊本県環境生活部人権センター）
（電話 096-333-2299）

熊本県公告第 175 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（付替町道）
上益城郡益城町大字小池字浦田 3038 番 2、同 3048 番、同字三王免 3190 番 1、同 3191 番、同 3192 番、同 3193 番、同 3197 番 1、同 3197 番 2、同 3217 番 1、同 3220 番 2、同字烏帽子嶽 3296 番 2、同 3296 番 4、同 3296 番 14、同 3296 番 15 及び同 3299 番
1,632.32 平方メートル
- 2 公共施設の種類

- 道路
3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市安政町 7 番 5 号
進和観光株式会社

熊本県公告第 176 号

自律移動支援プロジェクト「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進委員会」を次のとおり開催する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 19 日（水）
午後 3 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題
平成 19 年度実証実験の結果等について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、開催予定時刻までに、会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室
(電話 096-333-2015)

登 載 依 頼**熊会公告第 111 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成 20 年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 20 年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目建物清掃に登録された者で、かつその格付けが「A」と決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 過去 2 年間にいずれの年も 1 年間を通じた日常清掃業務契約の建物の延べ床面積が 3 万平方メートル以上の実績がある者であること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあっては、当該申し立てに係る更生計画認可決定を

- 受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあっては、当該申し立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 14 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、資格審査が入札に間に合わないことがあるので、上記記載の場所へ問い合わせをすること。
- 4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 24 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管理係
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-381-0110 内線 2263
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 24 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 20 年 3 月 26 日（水）午前 10 時から
イ 場所 熊本県警察本部多目的ホール C 会議室（警察棟 10 階）
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所へ平成 20 年 3 月 25 日（火）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 入札保証金に関する事項
- (1) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (2) 入札保証金の免除
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
 - (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - (4) 記名押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 明らかに連合によると認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (9) 二以上の意思表示をした入札
 - (10) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- 9 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- 10 契約保証金に関する事項
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - (2) 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 11 その他
- (1) 最低制限価格有
 - (2) 契約書作成の要否要
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から5日以内とする。
 - (3) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県医療審議会公告7号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成20年3月3日

熊本県医療審議会会長 北 野 邦 俊

- 1 開催日時
平成20年3月21日（金）
午後2時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
 - 1 議案
 - (1) 医療法人の設立認可及び解散認可について
 - (2) 「第5次熊本県保健医療計画」（案）について
 - 2 報告事項
 - (1) 「熊本県における医療費の見通しに関する計画（仮称）」（案）について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話 096-333-2205）

熊交規公告第 159 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
交通信号制御システム保守委託
- (2) 業務内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務実施場所
交通管制センター、サブセンター、ミニセンター及び熊本市飛田交差点等 1017 ケ所の交通安全施設

2 入札参加資格

次の掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成 18 年熊本県告示第 521 号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「信号機保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成 18 年度以降、交通管制施設に係る保守委託の実績がある者
- (2) 6 の (5) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成 14 年告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

3 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下申請書という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 申請の方法

申請書に次の書類を添付し、次の (2) の場所に直接又は郵送（書留郵便により、平成 20 年 3 月 21 日まで必着）により提出するものとする。

○ 2 の (1) を証明する書類の写し

- (2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- (3) 申請書の受付期間

平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

- (4) 確認結果の通知
郵送により通知する。
- (5) 参加資格有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、4 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 18 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

5 契約条項を示す場所

3 (2) に同じ

6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

3 (2) に同じ

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間は、平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

イ 交付場所

- 3 (2) に同じ
- (3) 入札の方法
- ア 入札金額は交通信号制御システム保守委託業務に要する費用とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2 回までとする。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成 20 年 3 月 26 日 (水) 午前 10 時 20 分
- イ 場所 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部 8 階 交通管制センター
- (6) 入札書の提出方法
- 前記 6 の (5) のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、前記 3 の (2) の場所に入札前日までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金に関する事項
- ア 入札の日時までに、見積もった契約金額の 100 分の 5 以上の金額 (現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可。) を納付することとする。
- イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
- 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。)
- ウ 入札保証金の還付
- 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
- 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。
- (3) 契約保証金に関する事項
- ア 落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の金額 (現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可) を納付することとする。
- イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- 契約しようとする者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。)
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (4) 入札の無効
- 次のアからサのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- カ 金額を訂正した入札
- キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- コ 二以上の意思表示をした入札

- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者 1 名を決定する。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- (9) 契約書の締結期限
契約の締結期限は平成 20 年 3 月 31 日とする。
- (10) その他詳細は入札説明書による。

熊交規公告第 160 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
交通情報収集システム保守委託
- (2) 業務内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務実施場所
交通管制センター及び熊本市松崎交差点等 1331 ケ所の交通安全施設

2 入札参加資格

次の掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成 18 年熊本県告示第 521 号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「信号機保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成 18 年度以降、交通管制施設に係る保守委託の実績がある者
- (2) 6 の (5) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

3 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下申請書という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 申請の方法
申請書に次の書類を添付し、次の (2) の場所に直接又は郵送（書留郵便により、平成 20 年 3 月 21 日まで必着）により提出するものとする。
○ 2 の (1) を証明する書類の写し
- (2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- (3) 申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (4) 確認結果の通知
郵送により通知する。
- (5) 参加資格有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、4 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便

- に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 12 日 (水) から平成 20 年 3 月 18 日 (火) までの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 5 契約条項を示す場所
3 (2) に同じ
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 (2) に同じ
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間は、平成 20 年 3 月 12 日 (水) から平成 20 年 3 月 21 日 (金) までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
3 (2) に同じ
- (3) 入札の方法
ア 入札金額は交通情報収集システム保守委託業務に要する費用とする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2 回までとする。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 20 年 3 月 26 日 (水) 午前 10 時 40 分
イ 場所 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部 8 階 交通管制センター
- (6) 入札書の提出方法
前記 6 の (5) のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、前記 3 の (2) の場所に入札前日までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金に関する事項
ア 入札の日時までに、見積もった契約金額の 100 分の 5 以上の金額 (現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可。)を納付することとする。
イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
○ 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
○ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。)
- ウ 入札保証金の還付
○ 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
○ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。
- (3) 契約保証金に関する事項
ア 落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の金額 (現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
○ 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
○ 契約しようとする者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。)

- る。)
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (4) 入札の無効
- 次のアからサのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- カ 金額を訂正した入札
- キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- コ 二以上の意思表示をした入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- 但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者 1 名を決定する。
- (6) 最低制限価格
- 設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
- 要
- (8) 契約書案の提出
- 落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- (9) 契約書の締結期限
- 契約の締結期限は平成 20 年 3 月 31 日とする。
- (10) その他詳細は入札説明書による。

熊交規公告第 161 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約名
交通情報提供システム保守委託
 - (2) 業務内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
 - (4) 業務実施場所
交通管制センター及び熊本市上南部等 773 ヶ所の交通安全施設
- 2 入札参加資格

次の掲げる条件をすべて満たす者であること。

 - (1) 平成 18 年熊本県告示第 521 号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「信号機保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成 18 年度以降、交通管制施設に係る保守委託の実績がある者
 - (2) 6 の (5) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成 14 年告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- 3 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下申請書という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

 - (1) 申請の方法

申請書に次の書類を添付し、次の (2) の場所に直接又は郵送（書留郵便により、平成 20 年 3 月 21 日まで必着）により提出するものとする。

○ 2 の (1) を証明する書類の写し

- (2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- (3) 申請書の受付期間
平成20年3月12日(水)から平成20年3月21日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (4) 確認結果の通知
郵送により通知する。
- (5) 参加資格有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成20年3月31日までとする。
- 4 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 (1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年3月12日(水)から平成20年3月18日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- 5 契約条項を示す場所
3(2)に同じ
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3(2)に同じ
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間は、平成20年3月12日(水)から平成20年3月21日(金)までの日の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
3(2)に同じ
 - (3) 入札の方法
ア 入札金額は交通情報提供システム保守委託業務に要する費用とする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (4) 入札執行回数は、2回までとする。
 - (5) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月26日(水) 午前11時
イ 場所 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県警察本部8階 交通管制センター
 - (6) 入札書の提出方法
前記6の(5)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、前記3の(2)の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
 - (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金に関する事項
ア 入札の日時までに、見積もった契約金額の100分の5以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可。)を納付することとする。
イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
 - 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。)
 - ウ 入札保証金の還付

- 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
- 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。
- (3) 契約保証金に関する事項
 - ア 落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可）を納付することとする。
 - イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - 契約しようとする者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）
 - ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (4) 入札の無効
 - 次のアからサのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - カ 金額を訂正した入札
 - キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ク 明らかに連合によると認められる入札
 - ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
 - コ 二以上の意思表示をした入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
 - 但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者 1 名を決定する。
- (6) 最低制限価格
 - 設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
 - 要
- (8) 契約書案の提出
 - 落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- (9) 契約書の締結期限
 - 契約の締結期限は平成 20 年 3 月 31 日とする。
- (10) その他詳細は入札説明書による。

熊交規公告第 162 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
 - 交通流監視カメラ保守委託
- (2) 業務内容
 - 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
 - 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務実施場所
 - 熊本市白山等 59 基のカメラ

2 入札参加資格

次の掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成 18 年熊本県告示第 521 号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき

- 「防災通信施設保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成 18 年度以降、交通管制施設に係る保守委託の実績がある者
- (2) 6 の (5) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- 3 入札に参加できる者
本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下申請書という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 申請の方法
申請書に次の書類を添付し、次の (2) の場所に直接又は郵送（書留郵便により、平成 20 年 3 月 21 日まで必着）により提出するものとする。
○ 2 の (1) を証明する書類の写し
- (2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- (3) 申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (4) 確認結果の通知
郵送により通知する。
- (5) 参加資格有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 4 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、4 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 18 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 5 契約条項を示す場所
3 (2) に同じ
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 (2) に同じ
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間は、平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
3 (2) に同じ
- (3) 入札の方法
ア 入札金額は交通流監視カメラ保守委託業務に要する費用とする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2 回までとする。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 20 年 3 月 26 日（水） 午前 10 時
イ 場所 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部 8 階 交通管制センター
- (6) 入札書の提出方法
前記 6 の (5) のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、前記 3 の (2) の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他

- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金に関する事項
 - ア 入札の日時までに、見積もった契約金額の 100 分の 5 以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可。）を納付することとする。
 - イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
 - 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）
 - ウ 入札保証金の還付
 - 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
 - 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。
- (3) 契約保証金に関する事項
 - ア 落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可）を納付することとする。
 - イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - 契約しようとする者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）
 - ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (4) 入札の無効
次のアからサのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - カ 金額を訂正した入札
 - キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ク 明らかに連合によると認められる入札
 - ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
 - コ 二以上の意思表示をした入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者 1 名を決定する。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- (9) 契約書の締結期限
契約の締結期限は平成 20 年 3 月 31 日とする。
- (10) その他詳細は入札説明書による。

熊運免公告第 99 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称
運転免許センター庁舎清掃業務委託

(2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、運転免許センター庁舎清掃業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「庁舎清掃」に登録され、その格付け区分が「A」に決定された者であること。

(2) 過去 2 年間いずれも年間の日常清掃面積が、一施設 12,000 平方メートル以上の延床面積を有する建物の業務実績があるもの。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(5) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等**(1) 申請の方法**

2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 17 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(2) 提出場所

5 に記載のとおり

(3) 提出方法

5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター 2 階）

郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655

電話番号 096-233-0110 内線 312

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

イ 交付場所

5 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 3 月 25 日（火）午前 10 時から

イ 場所

熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655

熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター 3 階）

(4) 入札書の提出方法

6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に平成 20 年 3 月 24 日（月）午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをしたものであっても落札者とはならない場合がある。

(5) 最低制限価格

有

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申し出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第 100 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
運転免許センター庁舎設備保全業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、運転免許センター庁舎設備保全業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「設備機器運転監視」に登録され、その格付区分が「A」又は「B」に決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 過去 2 年の間に延べ床面積が 12,000 平方メートル以上の施設の常駐及び遠方管理をした実績を有する者。
- (3) 履行場所に設置してある監視制御装置 SAVIC-NET 20EV（山武ビルシステム株式会社製）と接続して遠方管理できる装置を有している者であり、かつ、24 時間常に管理（監視、操作、設定変更等）ができる者。
- (4) 過去 2 年の間にいずれも受電電圧 6600 ボルト以上、契約電力 600 キロワット以上の受変電設備を有する建物の設備保全業務の実績がある者。
- (5) 第 3 種電気主任技術者で、実務経験 5 年以上、かつ、前記（4）保全業務経験 3 年以上の者を常駐させることができる者。
- (6) 熊本県内に本社又は支店（営業所及び出張所を含む。）を有している者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (9) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 17 日（月）までの日（県の休日を
 除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資
 格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、
 競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
 平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を
 除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
 5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
 5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
 熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター 2 階）
 郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
 電話番号 096-233-0110 内線 312
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を
 除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 イ 交付場所
 5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成 20 年 3 月 24 日（月）午前 10 時から
 イ 場所
 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
 熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター 3 階）
- (4) 入札書の提出方法
 6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは
 5 に記載の場所に平成 20 年 3 月 21 日（金）午後 5 時までに必着するよう郵送（書
 留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額
 を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又
 はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に
 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険
 証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に
 付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、か
 つ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落
 札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
 に限る。）。
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入
 札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 ケ 2以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
 (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
 (5) 最低制限価格
 有
 (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から8日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から7日以内とする。
 (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第101号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年3月12日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
 運転免許センター特定建築物維持管理業務委託
 (2) 委託業務の内容
 入札説明書及び仕様書のとおり
 (3) 委託期間
 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
 (4) 入札方法
 ア 入札金額は、運転免許センター特定建築物維持管理業務に要する費用とする。
 イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「庁舎衛生管理」の資格を有すると決定された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 (2) 過去2年の間に建物の延床面積で12,000平方メートル以上の施設の維持管理の業務に関する実績がある者。
 (3) 熊本県内に本社及び支店（営業所及び出張所を含む）を有している者
 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6 の (3) のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 17 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター 2 階）
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
電話番号 096-233-0110 内線 312
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 3 月 24 日（月）午前 11 時から
イ 場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター）
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に平成 20 年 3 月 21 日（金）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に

- 付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 8 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第 102 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
運転免許センターエレベーター等保守点検業務委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、運転免許センターエレベーター等保守点検業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「エレベーター保守」に登録され、その格付け区分が「A」又は「B」に決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 過去 2 年の間にエレベーター及びエスカレーター（株式会社日立製作所製）の保守点検の実績を有する者で、かつ、エレベーターを 24 時間常に遠方監視及び遠隔診断ができる者
- (3) 熊本県内に本社又は支店（営業所及び出張所を含む。）を有している者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 17 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

5 に記載のとおり

(3) 提出方法

5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター 2 階）
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
電話番号 096-233-0110 内線 312

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

5 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 3 月 24 日（月）午後 2 時から

イ 場所

熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター）

(4) 入札書の提出方法

6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは

- 5 に記載の場所に平成 20 年 3 月 21 日（金）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 8 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 6 号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬 昭夫

- 平成 20 年 3 月 19 日（水）
午後 7 時から午後 9 時まで
- 2 開催場所
熊本市東町 4-11-1
熊本県健康センター 3 階会議室
 - 3 議題
平成 20 年 2 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
 - 4 傍聴者の定員
10 人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話 096-333-2240）

熊交規公告第 168 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横内 泉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
自動車保管場所証明等業務
 - (2) 委託業務の内容、特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
 - (4) 履行場所
熊本県内 23 警察署及び同警察署管内並びに熊本県内に設置した事務所
 - (5) 入札方法
 - ア 入札金額は、自動車保管場所証明等業務に要する総額とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、有資格者として業務委託の営業種目第一分類調査業務、第二分類交通関係調査、第一分類情報処理業務、第二分類電子計算機用データ入力、第一分類その他、第二分類その他（車庫証明関係の窓口業務）のいずれにも登録された者であること。
 - (2) 法人であること。
 - (3) 熊本県内に事業所を置く者であること。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 5 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (8) 履行場所ごとに指定する職員数を確保している者であること。
 - (9) 委託業務の履行に関し、警察署長の求めに応じ、臨機に対応できると認められる者であること。
 - (10) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と委託契約（契約期間・種類・規模不問）を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。
 - (11) 平成 20 年 4 月 1 日から本件契約の業務に着手できる者であること。
- 3 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書に参加資格の確認資料を添付して提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成20年3月12日(水)から平成20年3月26日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

4に記載のとおり

(3) 提出方法

4に記載の場所に直接持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第2項に規定する信書便(信書便により送付する場合は、配達証明ができること。))に限る。)すること。

(4) 確認資料

一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書には、次の書類を添付すること。

なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札参加希望者に対して個別にヒアリングを行った上、提出した書類の修正等を求める場合がある。

ア 熊本県内に事業所(本社、支社、営業所等)を置くことを確認できる書類

イ 資格審査結果通知書(熊本県知事決定)の写し

ウ 自動車保管場所証明等職員一覧表

エ 契約状況調書

オ 委託業務を履行する能力を備えている者であることを確認できる書類

(ア) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類

(イ) 役員の氏名及び住所を記載した名簿

(ウ) 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)

(エ) 法人の組織の概要(組織体制及び職員数等)を記載した書面

(オ) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(5) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により、平成20年3月27日(木)までに通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部交通部交通規制課 管理第一係

電話番号 096-381-0110(内線 5173)

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成20年3月12日(水)から平成20年3月24日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成20年3月28日(金) 午前10時00分から

イ 場所

熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県警察本部2階201会議室

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。

6 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(3) 無効の入札

- 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 4 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 4 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

熊交規公告第 169 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
パーキング・メーター管理及び手数料収納事務
- (2) 委託業務の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで（この期間をもって事業を終了するため次年度の委託は行わない。）
- (4) 履行場所（パーキング・メーターの設置箇所及び基数）
 - ア 設置箇所
熊本市下通 1 丁目 10-10 ギンザプラザビル前ほか 13 区間
 - イ 基数
47 基
- (5) 入札方法
 - ア 入札金額は、パーキング・メーター管理及び手数料収納事務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、有資格者として業務委託の営業種目第一分類その他第二分類その他（パーキング・メーター管理及び手数料収納事務）に登録された者であること。
 - (2) 法人であること。
 - (3) 熊本県内に事業所を置く者であること。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 5 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (8) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を実行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホまでのいずれかに該当する者のないこと。
 - (9) 業務を履行できるパーキング・メーター監視員を確保している者であること。
 - (10) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と委託契約（契約期間・種類・規模不問）を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。
 - (11) 平成 20 年 4 月 1 日から本件契約の業務に着手できる者であること。
- 3 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出
この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書に参加資格の確認資料を添付して提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 26 日（水）まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
4 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4 に記載の場所に直接持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 2 項に規定する信書便（信書便により送付する場合は、配達証明ができること。）に限る。）すること。
 - (4) 確認資料
一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書には、次の書類を添付すること。
なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札参加希望者に対して個別にヒアリングを行った上、提出した書類の修正等を求める場合がある。
- ア 熊本県内に事業所（本社、支社、営業所等）を置くことを確認できる書類
イ 資格審査結果通知書（熊本県知事決定）の写し
ウ パーキング・メーター管理及び手数料収納事務職員一覧表
エ 契約状況調書
オ 委託業務を履行する能力を備えているものであることを確認できる書類
- (ア) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
 - (イ) 役員の氏名及び住所を記載した名簿
 - (ウ) 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。）
 - (エ) 役員が道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - (オ) 委託業務に従事する者の経歴を記載した書面その他その者が当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
 - (カ) 法人の組織の概要（組織体制及び職員数等）を記載した書面
 - (キ) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により、平成 20 年 3 月 27 日（木）までに通知する。
- 4 契約条項を示す場所
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部交通部交通規制課 管理第一係
電話番号 096-381-0110（内線 5173）

- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 24 日（月）まで（県の休日を除く。）
の午前 9 時から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 3 月 28 日（金）午前 11 時 00 分から
イ 場所
熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県警察本部 2 階 201 会議室
 - (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
無
 - (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 4 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 4 日以内とする。
 - (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、こ

れらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀 美 子

熊本県教育委員会規則第 3 号

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則（昭和 45 年熊本県教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削る。

第 6 条中「職員」の次に「が、正規の勤務時間内において行われる業務に午後 5 時以降において 2 時間以上従事したとき」を加え、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「、特別支援学校等勤務手当」を削り、同条を第 6 条とする。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会公告第 8 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

ア コンピュータ 8 セット

イ その他周辺機器及びソフトウェア

(2) 借入物品の規格、品質等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借入期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限 平成 20 年 3 月 31 日（月）

(5) 納入場所 要求仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 5 の（4）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書及び機能等証明書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び納入しようとする物品の機能等証明書を、次により提出し、承認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 19 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

4 に記載のとおり

(3) 提出方法

- 4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 結果の通知
競争入札参加資格確認及び機能等証明書の承認結果は、文書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県教育庁高校教育課高校整備推進室（熊本県庁行政棟新館 6 階）
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2684（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 18 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
行わない。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 20 年 3 月 24 日（月） 午前 10 時
イ 場所 熊本県庁新館 8 階 801 会議室
- (5) 入札書の提出方法
5 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 20 年 3 月 21 日（金）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限

- 落札者決定の日から 4 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊情管公告第 389 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県警察情報管理システム端末装置及び関連機器の保守委託業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、熊本県警察情報管理システム端末装置及び関連機器の保守委託業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目機器保守（③ OA 機器保守）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 熊本県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 直近の事業年度において OA 機器類の保守契約台数又は障害対応台数について 100 台以上の実績を有する者であること。
- (7) (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、保守能力証明書を平成 20 年 3 月 21 日（金）午後 5 時までに熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提示した者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

- 電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 12 日 (水) から平成 20 年 3 月 18 日 (火) までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係 (熊本県警察本部庁舎 4 階)
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 3 月 12 日 (水) から平成 20 年 3 月 21 日 (金) までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 3 月 26 日 (水) 午前 10 時から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 10 階 多目的ホール B
- (4) 入札書の提出方法
(3) に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 20 年 3 月 25 日 (火) 午後 5 時までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 二以上の意思表示をした入札
コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条例に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格

- 無
(6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 6 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 6 日以内とする。
(7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊情管公告第 390 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県警察統合 OA システム用パソコン等の保守委託業務
(2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
(3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
(4) 入札方法
ア 入札金額は、熊本県警察統合 OA システム用パソコン等の保守委託業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、有資格者として営業種目機器保守（OA 機器保守）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
(4) 5 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
(5) 熊本県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
(6) 直近の事業年度において OA 機器類の保守契約台数又は障害対応台数について 500 台以上の実績を有する者であること。
(7) (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、保守能力証明書を平成 20 年 3 月 21 日（金）午後 5 時までに熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提示した者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するも

- のは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、（２）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- （２）入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話 096-383-1111 内線 6350
 ダイヤルイン 096-333-2581
- （３）入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 18 日（火）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
 熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係（熊本県警察本部庁舎 4 階）
 郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話 096-381-2048
- 5 入札手続等
- （１）入札に関する事務を担当する部局の名称
 4 に記載のとおり
- （２）入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成 20 年 3 月 12 日（水）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 イ 交付場所
 4 に記載のとおり
- （３）入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成 20 年 3 月 26 日（水）午前 11 時から
 イ 場所
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県警察本部庁舎 10 階 多目的ホール B
- （４）入札書の提出方法
 （３）に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 4 に記載の場所に平成 20 年 3 月 25 日（火）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- （１）入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- （２）入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（３）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- （３）無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- （４）落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申

込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。

(5) 最低制限価格

無

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 6 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 6 日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

